

# 雫石町における部活動の方針

令和元年10月改訂

雫石町教育委員会

## 雫石町における方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月 スポーツ庁。以下「運動部ガイドライン」という。）及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月 文化庁。以下「文化部ガイドライン」という。）及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 6 月 岩手県教育委員会）に則り、中学校段階における運動部及び文化部を対象として、「岩手県教職員 働き方改革プラン」策定と併せ、岩手県及び雫石町の実情を踏まえ策定するものである。
  
- スポーツ・芸術文化等の分野においては、平成 28 年度の希望郷いわて国体・大会のレガシーを継承し、生涯にわたるスポーツ・芸術文化に親しむ基盤づくりなどに努めていくことが求められている。
  
- しかしながら、岩手県はもとより雫石町においても、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校外のスポーツや芸術文化等の活動に取り組む生徒が見られたりするようになっている。
  
- また、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
  
- 部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや芸術文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒や教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

- 雫石町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても持続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。
  
- なお、特に次の点を踏まえ、適切な部活動体制を推進していくものである。
  - ・ 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。
  - ・ 大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視し過重な練習を強いることがないよう、生徒の健康面やスポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を行うとともに、体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶を図ること。
  - ・ 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
  
- また、町教育委員会は、本方針に基づく学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

## **1 適切な運営のための体制整備**

### **(1) 部活動の方針の策定等**

- ア 町教育委員会は、運動部ガイドライン及び文化部ガイドライン及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という。）に則り、「雫石町における部活動の方針」（以下「町の方針」という。）を策定する。  
町の方針は、中学校段階における運動部及び文化部を対象として、雫石町の実情を踏まえて策定するものとする。
  
- イ 校長は、町の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表する。  
各部の責任者（以下「部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供する。

なお、練習時間を補完する等の目的で、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動(父母会・スポーツ少年団等)(以下、「部活動を補完する活動」という。)については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、町の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部顧問は主催者と連携を図る。

ウ 町教育委員会は、上記「イ」に関し学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す様式例を参考に簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 町教育委員会は、学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、県教育委員会と連携し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の公務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を補完する活動等の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や芸術文化等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を行う。

オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

カ 町教育委員会は、部顧問を対象とするスポーツ指導等に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 町教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

### **（1）運動部活動における適切な指導の実施**

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上に繋がらないこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

また、運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 町教育委員会は、学校において、上記「ア」及び「イ」に基づく指導を行うことができるようにするために、中央競技団体等が作成する指導手引の活用推進及び指導資料の作成等、必要な支援を行う。

## **(2) 文化部活動における適切な指導の実施**

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成 30 年 12 月に作成した文化部ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績、地域の行事や催し等への参加などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動等の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### **3 適切な休養日等の設定**

#### **(1) 部活動休養日及び活動時間の基準**

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること。

運動においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、次のとおりできるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、文化部活動においても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### **雫石町の部活動休養日及び活動時間の基準**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。</li><li>○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。</li></ul> |
|--|

- ・ 学校・教員が直接的または事実上関与している、部活動を補完する父母会・スポーツ少年団等の活動が行われる場合は、部活動と合わせて休養日・活動時間等の基準を超えない活動とする。
- ・ 父母会・スポーツ少年団活動等においても、上記の趣旨を十分に踏まえ、勝利至上主義に偏ることのないよう、部活動指導者連絡会を通じて依頼すること。
- ・ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休養日に大会参加等で基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

イ 町教育委員会は、「1（1）」に掲げる「町の方針」の策定に当たっては、

運動部ガイドライン及び文化部ガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、県の方針の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記「ウ」に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、「1（1）」に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、運動部ガイドライン及び文化部ガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに「町の方針」に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ また、町教育委員会や学校において、定期試験前後の一定期間（例えば、一週間）等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

## **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・芸術文化に親しむ環境の整備**

### **（1）生徒のニーズを踏まえた部の設置**

ア 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、芸術文化等に親しめたり、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所としての文化部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎づくりに向けた取組を推進する。

イ 町教育委員会及び校長は、学校外のスポーツ活動や芸術文化等の活動に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。

ウ 町教育委員会は生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、文化部活動についても、生徒の文化活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて関係団体等との連携を図る。

## **(2) 運動部活動における地域との連携等**

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子供を育てるという観点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を推進する。

イ 町教育委員会は、部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

## **(3) 文化部活動における地域との連携等**

ア 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、県教育委員会もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、

県教育委員会や学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

ア 町教育委員会は、合同部活動等に係る参加規程や大会等の規模及び日程の在り方等について、関係団体と連携を図りながら検討し、雫石町の実情や生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組を推進する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## **6 部活動中の熱中症事故の防止等**

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応すること。

イ 大会や行事等の主催者は、高温や多湿時において大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。